

第4回「平成30年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」議事録

○ 日 時 平成30年11月12日（月）午後2時54分から午後5時00分まで

○ 場 所 かながわ県民センター12階第1会議室

○ 出席者

（委員） 植田 啓 神奈川県産科婦人科医会学校医委員会委員長
大澤 晶子 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員長
勝島聡一郎 横浜市青葉福祉保健センターセンター長
田中 宏穂 横須賀市市長室地域安全課長
◎宮森 孝史 田園調布学園大学教授
森永 尚子 茅ヶ崎市市民安全部市民相談課長
○諸澤 英道 世界被害者学会元理事・常磐大学元学長
山本 潤 一般社団法人Spring 代表理事
渡邊 保 被害者が創る条例研究会 世話人

◎：座長、○：座長代理

（オブザーバー）長島 豪 NPO法人神奈川被害者支援センター所長
（事務局）寺澤参事監（安全安心担当）、秋本くらし安全交通課長、三上警察本部被害者支援室副室長、中原犯罪被害者支援担当課長、長谷川くらし安全交通課副課長、荏原主幹、佐藤主幹、高崎副技幹、嶋田主査

【議事内容】

開会

（中原担当課長）

定刻前ではございますけれども、皆さんお揃いでございますので、第4回犯罪被害者等支援推進検討委員会を開会したいと思います。

以降の進行につきましては、要綱の規定により宮森座長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（宮森座長）

皆さん、こんにちは。ご多忙中お集まりいただきまして、ありがとうございます。では、第4回の検討委員会を開催したいと思います。

お手元の次第に従って会議を進めてまいります。

まず、確認事項になりますけれども、第1回の検討委員会でお諮りしまして同意いただいておりますように、会議及び会議録は公開とすること、発言者についても公開、委員会の傍聴も認めることになっておりますが、これらについてはご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

(宮森座長)

本日は傍聴の方はいらっしゃいますか。

(荏原主幹)

確認してきます。——いらっしゃいません。

(宮森座長)

では、本日は傍聴人なしということで進めさせていただきます。

前回までの皆様のご議論とご指摘をもとに事務局で、第3期に移行していくということだと思っておりますが、今回は神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の素案についてご議論いただければと思います。

今回のご議論をもとに、次回、最終回になる予定ですが、改定案を次回ここで議論することになると思います。今日は一番重要な検討の会議になると思いますので、積極的にご意見をいただきながら、ご協力もお願いしたいと思います。

それでは議題1、神奈川県犯罪被害者等支援推進計画素案について、事務局からご説明をお願いします。

資料1と2を連続でということで、よろしくをお願いします。

(荏原主幹)

資料1、資料2により説明。

(宮森座長)

ご説明ありがとうございました。

今までのご意見に基づいて素案をつくっていただきましたので、その説明について各委員から積極的にご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(中原担当課長)

補足で、申しわけございません。

前回、各市町村に相談窓口ができたけれども、被害者の方が行ったときにどこに行けばいいのかわからないので、看板のようなものを統一して定めることはできないのだろうかというお話をいただきまして、3回にわたって県内の市町村、各地域で意見を聞いてまいりました。

そうしたところ、ご案内のとおり市町村によって取り組みがさまざまであって、市町村の役割は何なのかというところがまたはっきりしていないところがありまして、市町村さんによっては総合相談のところでは窓口を設けていただいたり、あるいは危機管理みたいなところ、安全・安心のところでは窓口があったり、あるいは本当に小さいところは総務課さんであったりというところで、条例や計画や、あるいはいろいろな施策を持っていないところでは、県につなげることがまずは第1だと捉えているということと、本当に小さいところは、窓口に掲げることにかえて来に

くくなってしまうというようなご意見もいただいております、ちょっと今、計画の中には盛り込んでいないところでございます。

来年度、市町村との連携を中心に話し合っていく中で検討委員会を設けようと考えておりますので、その中で市町村さんの役割をある程度明確にして、そこがまず最初なのかなと県としては考えているところでございます。

(宮森座長)

では、どなたからでも構いませんので、どうぞ。

(諸澤委員)

ちょっと、今の件で。

進めるにはステップ・バイ・ステップで、なかなか大変なのはよくわかりますので余り強くは申し上げませんが、皆様、多分多くの方が御記憶あると思うんですけれども、何でも相談窓口とか市民相談というようなものの窓口が設置された当時、つまり一般市民にとって困り事が市役所でどうなるかというときに、どこへ行けばいいかわからない。まずはエントランスホール近くにある市民相談〇〇のところへ行ってしまうという形ができていったわけですが、被害者相談も実はその一画だと思っております。

ですから、組織の中のどこの部署がやるかはその自治体のいろいろな考え方でやむを得ないとは思いますが、まずは受ける窓口が市民相談相当のものである、場合によっては市民相談の一画がそれであったりしても構わないんですけれども、できればコーナーであったり別室であったりするのほうがいいとしても、今後、何かそういう発想を変える努力をしていただければありがたいと思っております。

(勝島委員)

この点については市町村によっては、県にお願いしたいという考えのところもあることは理解できます。その場合に、それぞれの市町村の窓口としてはたくさんあるはずで、その全ての窓口の役割上県にお願いするというのはちょっと考えにくくて、少なくとも県にお願いする窓口、つなぐ窓口、もしくは県の方が多分、A市であればA市に行って、その区役所なりどこかでいろいろ詳しい話を聞くこともあるかと思うので、その場合の場所の確保ですとか、相談そのものにはかかわらなくても、せめて相談に至るまでの取りまとめをする場所は神奈川県各市町村に必ず必要なのではないかという感じもしています。相談の窓口ではなくても取りまとめの窓口でもいいので、各市町村には必ず窓口を設置していただきたいと考えてるところです。

相談窓口という言い方をしてしまうと、多分、引いてしまう市町村は多いと思っておりますけれども、せめて取りまとめの窓口ということであればそれほど抵抗はないのではないかと思います。ある意味、庁舎管理的なことですから総務課的などころでもいいのかなと思います。そうであれば、それぞれの市町村で発生した被害者の方が相談しにくくなることは考えにくいかなと。各市町村の市民、町民の方が

それぞれの自治体の総務課に行きにくいということはまずないと思うので、そういう形でもお願いできればと思うところです。

(渡邊委員)

今の市町村の窓口の件ですけれども、私が被害者の遺族になったのが2000年で、もう18年前。当時は市町村の窓口で被害者の相談を受けるなんていうことは夢にも思わなかったということで、どこにも相談に行きませんでした。全部自分で処理しなければいけないと思って頑張ってきたつもりです。

でも、それから18年たってこれだけ被害者支援が浸透してきた場合、やはり被害者としては一番身近な自治体、市町村なんですよ。前にも言ったと思うんですけども、私はいろいろな手続で、県の事務所に行って相談したことは今まで一回もありません。やはりいろいろな手続や何かでも市町村の窓口へ行ってやってきたということですので、その市町村の窓口が「被害者支援窓口です」と掲げると被害者が来にくいのではないかとか、それは言いわけです。はっきり言って。やりたくないからそういうことを言っているんだと我々被害者は感じ取ってしまいます。

ですから一番大切なのは、やはり相談する先がどこなのかが明らかになる。例えばインターネットで「横浜市 犯罪被害」と検索すれば多分、被害者相談室の名前が出て、番号が出てくると思うんですよ。そういう感じで自分のまちのどこに言ったら相談できるのかが一発でわかるような、どのまちでもホームページを持っているはずですから、そこに表示するなり、あるいは市役所、町役場の入り口に「犯罪被害者相談はこちらに」という形で表示していただくとか、それは必要だと思うんですよ。

それと、小さいまちなどでは専任職はほとんど置けないのが現状だと思うんですよ。ですから兼任でもいいので、兼任の方が自分の手に余ったら、例えば県に相談するといった形をとればいいのではないかなと思うんですよ。ですから市町村の方々に、逃げないでくださいということを県からも強く言っていただきたいと思いますよ。決して被害者は怖い存在ではありませんので。じっくり話を聞いていただければ自ずと何をやればいいのかはわかってくると思うんですよ。

(植田委員)

確認ですけれども、今現在、既に全市町村に犯罪被害者総合対応窓口は設置されているわけですよ。

(中原担当課長)

はい。窓口はつくっていただいて、県のホームページを見ていただければ、どの市町村で、どこだということは明らかになるようにはしています。

その先ですね。その窓口に来られたときに、市町村の役割としては県につないでいくということがまず第1だというご理解でございまして、これまでも総合相談ということで、市町村が住民の方のいろいろな相談を受ける中で、「被害者です」と打ち明けられたという経験が市町村にしてみればかなり少ない、ほとんど経験し

ていないところもございます。

それはニワトリと卵のような形で、窓口がしっかりわからないから相談に来ていただけないところもあれば、市町村から見ればそのニーズが把握できないところもあればということ、どちらが先なのかというところはあるんですが、県につながりだけではなく、もっとほかにもいろいろな手続、今も渡邊委員がおっしゃったように、被害者であると言わないまでも実は窓口に行っているいろいろなことをされていて、それがあちこちに行って非常に苦労されているとか、あるいは中長期的な視点で見たときに、従来持っているいろいろな施策にうまく結びつけていくとか、やはりいろいろな市町村さんの役割があると思いますので、そこら辺を、市町村の担当者と一緒に検討委員会を来年度、立ち上げたいと思っておりますので、その中で整理させていただいて、こんなことができるのではないかと、あんなことができるのではないかと、というところをご案内しながらやっていきたいと考えております。

(勝島委員)

せめて県におつなぎする、それはできているということですか。

(中原担当課長)

それはやりますというお話でした。

(諸澤委員)

大変気になるんですけれども、県につながりというのが、つまり本来、被害者支援は市町村がやるべきであって、「県につないだほうがいいものがある」という理解をしていないのではないかなと思うんですね。

私の感覚で恐縮なんですけれども、多分、七割八割は市町村みずからやること、そして二割三割が、国との関係で県がやってきていることもあるし、県につながりという実態なのかなと思っているんですけれども、多分その発言は全て丸投げというか、どうしてもそういうふうにとってしまうんですね。

ですから、本来は市町村がやる、特に生活支援みたいなものは基本的に市町村だと思えるんですね。市町村がやるのが非常に多い。でも一部、県につないでもらって県がやることもあるんですという、このところを正確に理解してもらう必要があるかなと思いますけれども。

(中原担当課長)

市町村さんのご意見を聞きますと、被害者であることをみずから言われる方はいらっしゃらないに近いぐらいだということですので、そこら辺のところ、実はこんな例があります、こんな例がありますと具体的にお話ししながら、市町村さんがやっていたことはどんなところなのかをお示ししながらということかなと思っております。

県がサポートステーションという形で県警さんやNPOさんと一緒に支援しておりますので、非常に専門的な何かがないと支援ができないのかなと市町村さんの側

も思っていらっしゃると思うので、特に二次被害みたいなものについてはかなりの理解をしなければいけない部分はあるかと思いますが、この部分は県が研修をして、いろいろな考え方を学んでいただかなければいけませんけれども、その上で、市町村みずから今、持っているものについてできることをやっていただければという考え方でご案内したいと考えております。

(諸澤委員)

市町村の担当者の研修のような場はあるだろうと思うんですね。そういうときに渡邊さんみたいな方に話をしてもらおうと。そもそも市町村がやるべきことはたくさんありますよということを、まずわかってもらうことが必要かと思うんですけれども、どうですかね。

(渡邊委員)

お話があれば。

(中原担当課長)

ぜひお願いできればと思います。

(勝島委員)

ぜひ、そういう、横浜市でもお願いできればと思いますけれども、行政の中では、私が聞いている範囲では、今、課長さんがおっしゃったように窓口でおっしゃる方は少ないようで、いろいろ話を聞く中でそういう話がやっと出てくることが多いと聞いています。

横浜市の場合ですと、今、市を挙げて区民の皆様、お客様を待たせないで速やかにサービスをしていくということを進めているところでして、そういう中でもできるだけお話を聞きながら、もし被害を受けている方であればそれなりに対応していかなければいけない。そういったときに、やはり専門の、かなり慣れている方でないとそれこそ二次被害みたいになってしまいますし、そういう意味で、行政の中では非常に難しいなというのは感じているところです。

各窓口でしっかりと受けとめなければいけないということもありますけれども、一方で、区民サービスということでスピーディに、正確に仕事をしていくという両面の中で、やはりプロフェッショナルな人が別に対応して、1つのことでいらしたときでも、もしかしたら別のニーズがあるかもしれない、その辺もしっかりお聞きして、「そういうことであればこの部署があります」「この部署があります」とご紹介して、その部署につないでいく、そういうことまでしないと、やはり被害者の方はなかなかそこまで、被害に遭った直後の頭が混乱している中で役所に来たときに難しいのかなと思います。今後、私も区役所の中で、どういう形にするのが一番被害に遭われた方にとっていいのか、全職員に研修しながら考えて、悩んでいきたいと思っています。

多分、県の皆さんも同じではないかと思います。各市町村も同じかと思います。

そういった面で渡邊委員の、研修をいっぱいしていただいて、気づきというんでしょうか、窓口にいらしたときに気づいて、しかるべきところとにかくおつなぎして、そこからまた他におつなぎする、そういった流れができればいいと思っています。

(大澤委員)

今、「気づき」という関係でちょっと気になったのが、新聞で報道されているような大きな死亡事案等の被害者の方であっても、役所に行って届出をしたけれども、別に何も事件のことには触れられず、普通にとんとなんて手続していったという方がいらして、新聞で、自分の市町村、市の方が亡くなられたら絶対その方は役所に手続に来るはずであって——ということを頭に入れておくような対応をしていただけたらと思います。「こういう事件が起きたんだ、では〇〇さんという方が役所に来るのかな」と頭の端にあれば、それらしい方が来たらさらにお話を聞いていって、「やはりこの方だ」となって、そうしたらその方に対応することができると思うので、まず気づくための一段階前の準備段階として、もうちょっと、市で起きた犯罪行為に対してあらかじめ関心を持っておくことは必要かなと思っています。

(山本委員)

医療現場での話ですけれども、産婦人科の病院に入院するときに、DVのチェックリストも項目としてつくっておいて、必ず他のチェックと同じようにチェックしてもらいそうですね。自分から「DVを受けています」と言えない人が多い。でも、ほかのヘルスチェックと一緒に受ける。必ず職員の方がセンシティブに、常に対応できるといいんですけれども、そうはいかない状況の中で、ツールを使っていくことも1つ大切かと思っています。

あと、せっかくこのすばらしい推進計画素案ができましたので、そのデザインですね。どのようにすると、例えば、5年後に神奈川県の中のどのぐらいの市町村に理解がある窓口ができていいのかみたいなのところも、すごく大事ではないかと思っています。

平成35年にこの神奈川県がどうなっているのかを、この推進計画を見ながら考えさせてもらいました。まずお礼を言いたいのは、性被害の障害者のことを入れていただき、また女性以外の被害ということで男性、性的マイノリティーも入れてくださり、この検討委員会での委員の意見、二次被害についても入れてくださり、とてもよいものができたと思います。

ちょっとこれだけで見えないのが、量的なことと質的なことなんですね。例えば市町村の何%に窓口の支援があればいいのか、市的にどのような対応ができることによりよくなるのか、それはチェックリストなのか、例えば市町村のうちの何%の職員が県の研修を受けたとか、そういうことはちょっとわからないんですけれども、何かそういうアクションプランなどが入るとより具体的に見えて、5年後に、神奈川県すごくよくなったよと言えるのではないかと思います。

(諸澤委員)

先ほどの大澤委員の発言に関連するんですけれども、どうなんでしょう、災害などが起きると自治体として、恐らくどういう人が被害を受けているかは積極的に調べると思うんですね。だけれども、犯罪被害だとどうなんですか。

私の知り合いで自治体に勤めている人は、その自治体の中で、事件があると必ず市役所に来るはずだからといって積極的にそういう情報を収集する。少なくとも新聞記事はチェックしておくとか、予備知識を持った上で、いずれ何日か後に来たときの対応を考えているわけですね。これはあるべき姿だと思うんですけれども、市町村内で事件があったときに、担当者はそれをちゃんと把握して、いずれ来るだろうという、少なくともそこまでの心構えは全員持っていないといけないかなと思うんですけれども、このあたり、どうでしょうか。

(中原担当課長)

本当に市町村さんは把握されているんだろうなど、県としては思っています。市町村の中で何が起きているかは常に関心事だと思います。

ただ、多分、こちらから申し上げていいのかどうかというところがあって、被害者の方から言っていたくまでは言わないというようなところは……

(諸橋委員)

いや、それはそれでいいと思うんです。ただ、待っているときに基礎知識を持った上で、来たときに速やかに対応できる体制をつくるということだと思うんですよ。

(大澤委員)

弁護士会だと、神奈川県で事件が起きた、これは絶対サポステ経由で相談が来る、それを見越して大体、今日発生して何日後ぐらいに葬儀となると、そのあたりの予定が空いている先生をメールして募ったりするんです。それぐらい、あらかじめ「来るぞ」というのは、やはりもうちょっと対応を考えたほうがいいかなと思います。

(勝島委員)

私は青葉区なんですけれども、31万の人口で、各窓口、混んでいるときには何時間待ちというような状況で、特に転出入の多い3月ですと長時間待ちになって大変なお叱りを受けたこともあります。

そのようにたくさんの方がいらっしゃる状況を考えますと、とにかくお待たせしないようにと市の職員は必死になってやっていますので、あと誤発行しないようにとか。そういう中で、現実的にはなかなかちょっと難しい面もあります。

だからこそ、情報をいただきたいなど。何らかの情報ですね。横浜市の場合は市民局で取りまとめていますので、そちらに情報をいただくとか、あるいは青葉区であれば私に情報をいただければ、あらかじめその部署に、もしくは逆に「いついつお越しいただければ」とご連絡できるかもしれない。ケースによっては。混ん

る場所に何時間もお待たせすることは、やはり非常によろしくないことだと思いますので、できれば情報をあらかじめいただいたほうがスムーズに、しかも二次被害なく、不愉快な思いもしないような形で対応できるのではないかと感じているところです。

たくさんの来庁者の中で、仮に青葉区で何かあったとして、「必ず来るはずだから」と、いつ、何時ごろ来るかというのは……、そこまでは実際にはかなり難しいかなというところですね。

これはちょっと、行政の言いわけみたいになってしまって大変恐縮ですけれども、情報をいただければ、本当に職員もしっかりと対応できるかと思います。

(中原担当課長)

そのあたりの個人情報の受け渡し方といたしますか、それがまだ何もルールがないところでございますので、何でも「検討委員会でやります」と言ってしまうような感じですがけれども、本当にそのあたりは市町村さんの担当者とじっくり話をしながら、どういう情報の受け渡し方が一番確実に被害者のためになるのかというところを話し合ってみたいと思います。

以前、被害者支援ではないんですが、ある市がお悔やみ対応窓口をこれから検討しますという新聞記事がありまして、今、老々介護のような形で、亡くなる方もお世話をする方も非常に高齢で、亡くなったときには本当に精根尽きている方もいらして、そういったところあちこちの窓口にご案内しないで、あるいはあちこち行っていただくとしても非常にスムーズになるような取り組みを検討したいというようなところもありますので、そんなところも参考にしながら、どんなふうに県で、警察のほうでキャッチした被害者さんの情報をどうやって市町村の窓口流すのが一番いいのかというところは検討させていただければと思います。

(宮森座長)

補足説明へのご意見がたくさん出てしまいましたけれども、私が臨床デビューしたのは40数年前になるんですけれども、私が所属した病院で心理科という看板を初めて上げたんです。前任者はいませんでしたので、私が初代なんですね。その看板のある部屋に入ってくるときに、患者さんが「ここに入るのを他の患者さんに見られると嫌だから、看板を外してほしい」という時代からスタートしました。心の問題を相談したりすることへの抵抗みたいなものがあって、相談のしやすさは、看板を上げることで抵抗があるかもしれないという言いわけをする市町村の人の意見もわからないわけではないんですね。だんだん相談してもいい時代に入ったということなので、逆に言うと、被害を受けた人に相談する権利があるんだということを全員がちゃんとわかっているという時代に入ってきたので、そういうことがどんどん周知されていくということだと思います。それで適切に、早く対応できることが大事だと思います。

さっきの心の準備で言うと、私も神奈川県で何か事件が起きると、最近よく私にオーダーが来るんですね、そのカウンセリングの。ところが、やはり一人一人違い

ます。例えば、小さい金融機関で強盗があって、とりあえず第1回目ということで5人の方全員に私が最初の面接をするという仕事があったことがあるんですけども、1人の人は「経験のないあなたにこんな話をしたってしょうがないじゃないか。帰ってくれ」と言う人もいますね。ほかの人たちは、ちゃんと自分の「今の気持ちは……」ということをして話してはくれるんですけども。だから、スタートがなかなか難しい。でも、その人もちゃんと捕まえておかないといろいろな問題に発展することがあると思いますし、窓口ということと、相談しやすさというところをこれから少しずつ検討していく必要があるかなという感じはしますよね。

……ということで、この話題に関してはこのぐらいでいいでしょうか。まだいろいろご意見をいただきたいところがあると思いますので。

その他のところについて、何か。

(諸澤委員)

二次被害関係が計画等に入ることになりましたので、ここで二次被害の意味を押し返しておく必要があるかなど。失礼かもしれませんが。

というのは、先行している他の自治体でちょっと、間違っていないんだけど適切でない定義をしているケースが非常に多いものですから、せめて神奈川県ではふさわしい定義をお願いできないか、そういう意味であります。

今日ご説明いただきました資料1の、1ページの2つ目のコラム、「さらに、」からのところですけども、二次被害について「風評、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、」云々と書いてあるんですね。これは確かに二次被害の原因ではあるんですけども、どちらかというところと極端なケースを挙げているわけです。ですから、このぐらいでないと二次被害ではないという誤解を逆に与えてしまう。

普通、これは人によっていろいろな言い方がありますがですけども、例えばで言いますと「配慮に欠ける対応や言動、さらにはプライバシーの侵害や名誉棄損などによって精神的な苦痛や心身の不調をもたらす」というぐらいのところが無難な定義で、いろいろな表現が可能なんですけども、原因になっているものは、風評、誹謗中傷までする人は本当の一部の人で、そうではなくて、配慮しない、被害者のことを考えずに勝手に対応しているといったケースの中から二次被害はよく起こります。したがって「配慮に欠ける対応や言動」あるいは、もし可能であれば「プライバシー侵害や名誉棄損など」まで入ってくるといいと思うんです。これが原因のほうで、結果のほうは精神的な苦痛と、それが高じて体の不調なども起きてくる。そこら辺をうまく取り込んだ定義をしていただくと、さすが神奈川県だということになるのかなと思っております。

(中原担当課長)

ありがとうございます。

今、書かせていただいているのは「風評、誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等」というところで、それが原因という形で、そして結果としては「精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等」というところですけども、今、お話しした

だいたような配慮のない対応や言動というところを加えるという……

(諸澤委員)

特にプライバシー侵害は、結果ではなく原因のほうだと思うんですね。

(寺澤参事監)

プライバシー侵害が精神的な苦痛、またそれがさらに進んで、身体の不調が被害という。

(諸澤委員)

基本的には心と精神に与えるダメージが二次被害で、それが体の不調にまで発展していくことが多いということだと思えます。

(中原担当課長)

配慮のない対応や言動に加えて、プライバシーの侵害も原因としてというところの書き込みですね。ありがとうございます。

(山本委員)

配慮に欠ける対応を被害者が受けるときに一番ショックなのは、本当はそれを助けてくれるはずの人たち、警察官とか医療者とか検察官から受けることが多くて、それが一番ショックということなんですけれども、そういう関係機関が配慮に欠ける対応と定義するほうがいいのでしょうか。

(渡邊委員)

限定しないほうがいいでしょう。

(諸澤委員)

ええ。誰がするかは、行政も警察もします、新聞記者もします、でも一般人も、全ての人々が二次被害を引き起こす可能性があるので、「誰が」というところは書かないほうがいいのかもかもしれません。

(山本委員)

ありがとうございました。

(大澤委員)

12ページのワンストップ支援センターの関係なんですけれども、「かならいん」の評価としてはいいんですけれども、やはりこれは「病院拠点型を目指したい」みたいな感じでははっきり書けないんですか。

(中原担当課長)

そうですね、今の時点では。第2期の計画の中間見直しの際に検討委員会で検討もしていただいて、なるべく早く立ち上げるという中で医療機関の負担が少ないとか、あるいは相談者自体が遠隔地に行かなくても済むですとか、あとは実際やってみて、お医者さんの性別をご希望されたり、あるいは普段通っているところではない医療機関にかかりたいとおっしゃる方がいたりして、そういった被害者の方のご希望に沿いやすいというメリットもある中で運営しているところで。今、1年ちょっとでございますので、これを今、計画の中で「形を変えますよ」というのはなかなか書けないところでございます。先行しているところで医療機関型のところは、大阪府と富山県の2つが24時間対応というところでございますので……

(山本委員)

あと名古屋も。

(中原担当課長)

名古屋もですか。そこら辺を見ながら、研究させていただくということで、それを計画として目指すというのは……

(大澤委員)

別に今ある「かならいん」のものを変えるのではなくて、「かならいん」は「かならいん」であって、病院拠点型もあってでいいと思っているので、5年もあればできるかなというのは。5年間、病院拠点型についてのアプローチが余りなされないというのは少し残念だなと思っているので、5年の間に病院拠点型の設置について検討していくみたいなのも難しいのかなと。他の都道府県のあり方について注視するという他の県がやったらやるみたいなのではなくて、神奈川県からやっていくという姿勢がもう少しあったらと思います。

(中原担当課長)

この間ご紹介いただいたように、県内各地、1時間以内で行けるようなところに拠点があるのが理想というお話をいただいたんですけども、行政としてニーズがどれぐらいあるのかというところを今、やってみて、どれぐらいの相談があってどれぐらいの支援があるかというところで見えますと、まだこれを2つ、3つと広げるだけのニーズがあるというところにはない状況でございます。広報が行き届いていないところがまだあるかと思えます。まずは広報をきちっとして、そしてきちっとニーズがあるようにして、それから2つ目、3つ目、あるいは連携型をどうするのか、そういった絵をかいていかなければいけないのかなと考えています。

(山本委員)

女性の13人に1人が性的被害、口腔も含めて性交による被害を受けている状況では、潜在的なニーズはすごくあると思います。

病院拠点型の性暴力救援センターができることのメリットの1つとして、確実な

証拠採取をその人たちが積み上げることができるということがあるんですね。各自治体でもそういう医療機関でやっていますとは言われますけれども、その医療採取の技術を医療職者がきちんと身につけていなくて、ブルーライトを使うような検査等もできなかったり、本当は必要な証拠をなかなか採取できるような状況でないということがあります。

遠隔であることの問題以前に、やはり1つそういう拠点を設けることはすごく大事かなと思います。

(植田委員)

「かならいん」の活動を今後も続けていくということで、もし県のほうでご要望があれば、病院拠点型の設置を検討していくことを来月の神奈川県産科婦人科医学会の理事会に諮らせていただくことは可能です。

私、個人的には、いつになるかわかりませんが、神奈川県でもいずれはそのようなものをつくっていかねばいけないと考えておまして、もし県のほうで今、産婦人科医のほうに遠慮があるようでしたら、遠慮なくおっしゃっていただければ検討させていただくことはできますけれども。もし理事会に諮って今後5年の間の設置を目標に検討していくということが決まれば、この計画書に盛り込むこともできるかなとは思っております。

(中原担当課長)

今、国の計画の中では数値目標として全都道府県に1カ所、公的な関与のあるワンストップセンターの設置ということで、その計画の目標として達成できている状況ではございますけれども、県としても、その補助金をいただいた上で運営しているところではございまして、2カ所目となりますと、現時点では全くの県単での設置を目指すこととなります。相談も支援も2つ目が必要なんです、県が単独でもやらなければいけないという、その裏づけの説明が今の段階ではなかなか難しい状況にあるのかなと。

山本委員がおっしゃるように、国の調査の中ではこれぐらいの数がいらっしやるということはわかってはいるんですけども、実態として、5年間の中でそこまで目指すべきところにあるかという判断が、今の段階ではちょっと難しいのかなと考えています。

(大澤委員)

県の認識が甘い。1回、病院拠点型を幾つか見学されたほうが良いと思います。見学した上で、5年のうちにつくるほどでもないなと思うのであればそれでいいですけども、見もせず5年以内は——必ずしも5年以内に病院の中に絶対つくれと言っているのではなくて、5年の間にはそういう検討もしますよということを入れていただきたいと思います。見た上で、ないというのであればそれは構わないんですけども、私としては、多分認識が甘いと理解しています。

(宮森座長)

そういうご意見も出ていますし、植田委員からも組織で対応できますよというご意見がありましたので……

推進計画で理想を掲げるわけにはいきませんが、よりよいものを県に提供するわけですから、明記してもいいのではないですか。「検討していきます」ということで。

(植田委員)

今回はこれでもいいと思うんですけども。

(宮森座長)

宣言すれば、ちゃんとやらなければいけなくなりますから。

(中原担当課長)

はい。

(植田委員)

理事会にまで諮らせてもらっていいですか。産科婦人科医会の理事会のほうにも諮らせていただいて……、ちょっと早いですかね。

(中原担当課長)

県が支援した、公的な関与のあるところをつくっていただくかどうかは、まだわからない……

(植田委員)

そういうわけではなくて、この推進計画の中に今後、病院拠点型の設置を目標に検討していくというようなことを入れるということで、産婦人科の中でも考えていきたいというようなことを理事会で話し合わせていただいてもよろしいですか。ちょっと早いですか。

(中原担当課長)

ちょっと……

(植田委員)

わかりました。すみません。

(中原担当課長)

私の一存で判断できるものではありませんので、申しわけございません。

ただ、「注視する」というところは「引き続き検討していく必要があります」と

いった文言に変えさせていただきます。

(宮森座長)

むしろ県にとってもうれしいことだと思いますけれども。2期計画のときから精神科の領域と婦人科の領域でこの犯罪被害に関して積極的に関与してほしいという動きがあって、そして県医師会組織と結びついて、今、委員にも参加していただくようになってきたわけですから、県にとってもいいことですよね。なので、積極的に議論いただければと思います。

(植田委員)

余り先走らないようにしますので。

(諸澤委員)

別の話で、よろしいですか。

19ページ、20ページあたりを見ていてこの整理の仕方が、これかなり一般的であることは承知しているんですけども、日本の社会は、いわゆるドメスティック型の被害対応が非常に遅れているわけなんですね。家庭内とか職場内とか、あるいは今年になって問題になった、例の相撲界などもそうだしスポーツもそうなんですけれども、組織の中で起こっている事件。まずそれが表に出てこないということもあるんですけども、多分ここでは表に出る、出ないよりも、その被害者をどうやって支援するかということだと思うんですね。

こういう切り口をつくるときに、DVとか虐待とかセクハラとか、こういう形で整理してしまう。組織の中で起きている被害への対応というふうに……。みんな関係しているわけですよね。そういうふうになってこないのは何か理由があるんでしょうか。行政の縦割りの中で、やはりこういう整理になってしまおうということなんでしょうか。

組織内の被害はなかなか表に出てこない、潜在化してしまう。だから積極的に取り組まなければならないというのは世界的な動きだと思いますし、日本でもそうなってきたと思うんですね。そういうときに、まずは家庭の中で起きている出来事、虐待やDVだけではなく他にもありますし、しばしば家庭の中で事件があれば、家庭の中に加害者がいて被害者がいるという現象が起こる、そういう問題がありますし、学校の中は、教育委員会との関係でなかなか難しい点があるとは思いますが、そして職場の問題がありますよね。そこら辺、つまり被害者が声を上げにくい場がありますね。それがドメスティックな場だと思うんです。そういうものが被害者支援で非常に大きな柱になっているはずなんだけれども、日本ではなかなかない。これは行政側としてはどうなんでしょうか。

(勝島委員)

前回も植田先生から、パンフレットがいろいろなところから出ているというご意見があって、あのときに縦割りでというお話をしたと思うんですけども、今のお

話のほかに、高齢者への虐待も非常に深刻なんですけれども、私ども横浜市の区役所では子供の虐待と高齢者の虐待は別の課で対応しています。

(諸澤委員)

同じですよ。施設内の高齢者の虐待もそうですし。

(勝島委員)

そうですね。

施設になるとまたちょっと別ですし、DVもセクハラも別ですし、多分、国からのいろいろな法律、指針みたいなものがばらばらということもあると思います。今回のこの計画の中でそういったものを取りまとめるというのは、高齢、児童虐待、DV、そういったものをそれぞれの部署で、それぞれの部署の職員は頑張っただけで対応している中で、そこにとどまらずに、そこから派生する被害の問題も含めてこの中に盛り込んでいく必要があるのかなと、今、諸澤委員からのお話で感じたところです。

(中原担当課長)

今、こういった縦割りのというところで行きますと、それぞれの法律があって、その法律を所管している部署があってというところからこういった形で、それぞれの部署が責任持って書ける文章をそれぞれ書いているので、この形で取りまとめさせていただいているところがございますけれども、特に今……

(諸澤委員)

つまり、中分類ぐらいでそこを整理できないかという意味なんです。

(中原担当課長)

これをさらに、今、DVとかストーカーというところの前にもう一つ、ドメスティックという……

(諸澤委員)

そうですね、せめて家庭の中で起きているものは続けて並べるぐらい。

(中原担当課長)

了解いたしました。

家庭と施設と両方、児童ですとか高齢者ですとかあったりするところもありますけれども、何かうまいまとめ方を考えたいと思います。

(大澤委員)

確認なんですけれども、23ページの⑦司法解剖時の遺体搬送費・修復費に対する経費の負担というのは、遺体の保管費用に関しては費用は出ない感じになるんです

かね。葬儀屋さんに保管してもらっていると保管費用というのは結構高くて、それを丸々負担しなければいけないわけではないみたいなんですけれども、ここまでは警察の負担だけれども、それより先はご遺族の方がみたいな場合があるらしくて、その場合の費用の一部負担は県では考えておられませんか。

(三上副室長)

県警では、まさしくそのとおり、保管の部分は一切出ません。搬送する、修復するといったものに対しては費用を一部負担します。

(大澤委員)

司法解剖までの保管費用は出るけれども、それが終わったらそこから先は出ないんですよね。

(三上副室長)

出ません。

(大澤委員)

その負担を県でというのは。

(中原担当課長)

今、県で持っている給付制度ですと、貸付金という形になりますけれども、医療費と通院交通費、引っ越し費用、休業の生活の補填費用、死亡の場合の葬祭費、それから治療の付き添い費、精神的ダメージの場合の医療通院付き添い費という形になっておりまして、この葬祭費とはまた別ということですよ。今、貸し付けの対象でもない状況です。

(大澤委員)

それは、対象とすることを検討することは無理ですか。

(中原担当課長)

今、お話ありましたので、検討させていただきます。

(大澤委員)

お願いします。

(勝島委員)

緊急支援のところで、この会でも私、何度か発言させていただきましたけれども、いろいろ取り入れていただきましてありがとうございます。

横浜市の条例の検討会でも、もし横浜市でやまゆり園事件のようなことが起きた場合に、今のままだと行政としてほとんど何もできない状態ではないかという課題

を出しました。今後、1度に多数の被害者が出た場合への対応を、こういった形で出していただいて、本当にありがとうございます。

それからもう一点、「臨床心理士等」という言葉がたくさん出ています。この30日に公認心理師の第1回の合格発表があるという状況で、医療保険のほうを見ますと、公認心理師が原則で、たしか当分の間は見なし規定で現在の心理職の方々も認めるような記載だったと思うんですね。

先日の被害者支援センターの議論でもお話ししたんですが、被害者支援センターは1年ごとの計画なので、1年後にまた状況が変われば変わることはできるかと思うんですが、この計画は平成35年までの5年間ということで、5年後には多分、見なし規定は確実に終わっているかと思うんですね。この「臨床心理士等」という表現が、5年後にこれでいいのかなというのはちょっと感じているところです。

(宮森座長)

これを公表した段階でということになりますので、組織が変わっていけばそちらに移行していくのは、明記されている内容についても臨機応変に対応できる部分かなとちょっと思っているんですね。

他の委員の方は、何のことやらと思っっている方が多いかもしれませんけれども、今度、心理職の中で国の資格ができて、公認心理師というもので法律が施行されたんです。法律として国会を通過してから2年の間に第1期を出せという規定があって、今年9月がちょうどその日程に合っていたので、1回目の国の試験があったんですね。実は私も受けたんです。とりあえず、どうも今回、約7万人近く受験があったみたいなんですね。どのぐらいの人が合格できるかわかりませんが、できれば、国の初めての資格なんですけれども、できれば職能組織をすぐ立ち上げて、心のケアに当たる専門家、国の資格を持った人たちがやっと登場することになるので、そうなれば、その組織がこれからこういう領域でもちゃんと動いていかなければいけない時代に入っていくということですよね。

過渡期ですから、でき上がってからもまだ大丈夫ではないかと思えますね。なので、臨床心理士「等」という言葉をちゃんと残してありますから、メンタルケアにかかわる専門職種としてそういう位置づけで、このままで、文章を変えなくても問題はないのではないかと私は思っていますけれども。

(山本委員)

29ページに被虐待児童、高齢者、障がい者への対応として「被虐待児童の早期発見、早期対応のための体制の充実に努めます」と言っているのは、具体的にはどういうことを予定されているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

(中原担当課長)

申しわけありません、今、児童相談所等で行われているさまざまな通報ですとか、そういったことの充実だと考えておりますけれども、具体的には専門の部署に確認

させていただいて、お答えさせていただきたいと思います。

(山本委員)

相模原にチャイルドアドボカシーセンター、山田不二子先生がされているリフカーがありますので、ぜひ早期発見、早期対応を専門的に学べるせつかくのプログラムが神奈川県にあるので、ぜひ取り入れられるといいかなと思います。

(植田委員)

すみません、先ほどの話に戻って恐縮ですけれども、大澤先生がおっしゃっていた施設をぜひ見学してほしいという思いは私にもすごくありまして、そういうことから、設置を検討していくことが難しければ、最後に、先ほどの12ページの下から4行目が「引き続き注視する必要があります」という書き方になっていきますけれども、もう少し強い言葉で、例えば「情報を収集する」といった形にすれば、この5年間で見学をしたり、どれだけすばらしい支援をしているのかがわかるとと思いますので、そこら辺の書き方を変えるだけでも違うのではないかと思います。

お願いいたします。

(中原担当課長)

修正させていただきます。ありがとうございます。

(宮森座長)

そうですね、表現をより明確に、ちゃんとやりますという表現に変えていただければと思います。

(諸澤委員)

資料2もよろしいでしょうか。

質問1のところ、これは非常に大きな問題なので問題提起だけさせていただきますが、国が給付金を出していて、地方自治体が見舞金や支援金等を出す場合に、「国の給付金に準ずる」というのが多いんですよ。これはおかしいのではないかと考えております。

というのは、日本では犯罪被害者に対する給付金の対象になる人が非常に限られていて、「国際的に見ると多くの国が大体このぐらいの人まで」というのを基準にすれば、本当に4分の、5分の1ぐらいの人しかもらっていないくて、もらわない人がたくさんいるんですね。

ですから、一つの考え方としては、国の基準までいかない、その次のグループは地方で見るというのがあると思うんです。でも、今の国からもらうお金の不足分を補うというと、恵まれている被害者はさらにもらう、こういう構図になっていますので、全体を見たときには、やはり国の基準よりももう少し広げるべきではないかと考えております。

意見だけですが。

(中原担当課長)

ありがとうございます。

(山本委員)

ありがとうございます。私も犯罪被害者給付金について、特に性被害の人がもらうという話は余り聞かないので、どうなっているのかなと思って質問させていただきました。

これはちょっと話の筋から外れてしまう、別の話かもしれませんが、8ページの少年等への相談、精神的ケアの充実などを見ていてちょっと思ったんですけども、この犯罪被害者等支援推進計画の中には、加害者への対応というのは入らないのでしょうか。

というのは、警察が捕まえてくれるような犯罪、加害ならいいんですけども、学校の中のいじめであったりとか、性的いじめも含まれますし、また兄弟間での性被害の場合など、児童相談所に通告してもなかなか対応が難しい人たちもいます。

イギリスの性犯罪者被害者法は、加害者への再犯防止への対応なども結構含んでいたのですが、こちらの被害者支援推進計画の中では特にそういう文言だの対応だのは含まれないのかもしれませんが、神奈川県の中で、どこかで加害者対応、再犯をしないような加害者への適切な、言ってみれば支援みたいなものはどこかで行われているのか。それこそやはり安全を守ることではないかと思い、ちょっとお伺いしてみたいと思いました。

(中原担当課長)

今、把握している中では、まず1つは警察だったり児童相談所だったりというところもあるかと思いますが、再犯防止というところで、福祉サイドで再犯防止というところに、地域福祉関係のところでも新たに取り組みを、今、始めたところだと認識しています。

(勝島委員)

私は児童相談所にいたこともあるんですけども、かなり濃厚に加害者側についても指導はしています。それはなかなか見えにくいと思います。当然のことながら被害者のほうはケアしていますし、そういったことは行われています。

(山本委員)

私は神奈川のほうを知っているわけではないんですけども、警察にも行きました、児童相談所にも行きました、学校にも言いました、でも加害者に何も対応されなくて、そのまま嫌がらせとかアプローチが続くので逃げて転校しましたとか、そういうことが非常に多いんですね。

再被害の防止というのは安全のためにすごく大事なもので、そちらも、計画的に安全プランが立てられるかというのをどこがやってくれるのかがすごく気になりました。

たので、その部署がはっきりしているならば、それでいいと思います。

(宮森座長)

加害者への再犯防止を含めた治療的介入という言い方をすれば、各自治体にはそれを受け入れる病院のベッドをどの病院に設置しなさいということは、もう決まっているんですね。神奈川県は芹香院でしたっけ、違いましたっけ。

(勝島委員)

子供ですか。

(宮森座長)

いえ。

いわゆる責任能力が持てないというか、病的な水準でそういうことがわかった加害者に対しては、入院で治療を行うという義務づけがちゃんと法律でされているんですね。加害者に対する設置のほうが被害者に対する法律の設置よりも早かったんですね。加害者に対する認知行動療法を含めた治療理論の現職者講習会を、全国レベルで自治体にそういう病院を設置しましょうというときのテキストを書いて講師で呼ばれたことがあるんですけども、だから加害の対応が早目で被害が遅れたというのは、ちょっと私も、どうしてなんだという思いを記憶の中で持っているんですけどね。

医療的な対応としては、ちゃんと決められた場所があります。決められた病院にそういうベッドを用意するという対応もちゃんとされているんですけども。

(山本委員)

それは子供ですか。

(宮森座長)

子供の場合には、多分、教育の現場で対応しているしかないと思います。カウンセラーが対応するだけですかね。加害児童に対しては。いじめの問題は大体そうです。

でも、それは学校の組織の問題も含めてですけども、私が話してもしようがないんですけども、被害者のほうが学校を去るという選択肢がどうしても一番多く出てくるわけですね。加害の人間は居続けられるんですね。不思議ですけども、でも、それが現状ですね。

(山本委員)

ありがとうございます。

(宮森座長)

資料2で、さっき補足をとということだったんですけども、10回で、それがもう

少し継続でということも神奈川県はちゃんと考えているというのは、私も実際にカウンセラーをやっているということなんですが、あと、個人名は出せないんですけども、東京都のほうのセンターは、トラウマに関しての治療法を日本に導入した先生が立ち上げたという経緯もあるので、ここにいるカウンセラーにも個人的に何人か知り合いはいます。なので、積極的にやっている場所は多分、日本ではまだここあたり、あとどこだったかな、この間、岩手でそういう研修会を行ったというニュースは聞いていますから、こういうものをきちんとできる人が大分増えてきていることは事実なんですけれども、神奈川県は被害者支援の登録カウンセラーの中にそういう技法を持っている人がいるか、私はちょっと把握していないので答えようがないんですけども、私もカウンセラーの1人としてですけども、こういう特別な技法で対応するような知識や技法を学んでいるかということ、一人一人のカウンセラーに任されているのが現状です。なので、カウンセラー同士が集まって研修会をしながらちゃんと自分たちを洗練させていくことが必要であろうということで、今回、そういうことを文言として入れてもらった理由があります。

今のところ、十何人いるはずなんですけれども、誰がやっているかは私、知らないんですね。

それからもう一つ、とても重要なことというか、これは何回も経験しているんですけども、例えば家族単位でカウンセリングを受けることになった場合、私が担当すると、もう一つ別のカウンセラーが別の家族を担当して共同でやっているとすると、片方は1回で終わってしまう、2回で終わってしまう、こちらは継続的に10回までちゃんと続いているということが起きたりします。そのときにとても残念なことは、「二度と臨床心理士には会いたくない」と言われる事案が出てくるんですね。失敗してしまうということですよ。そして、その後に被害者支援のボランティア研修等で、経験を生かしてそういうことをやってみたいという人があるときに、私、毎年その中の1単位の講習をやっているんですけども、私は臨床心理士として登場するので、私の会にはそういう方は参加してくれないんですね。

悲しいことですよ。1つの専門家の名称が全体の評価につながってしまうということがあって。最初に会った臨床心理士とうまくいかない何かネガティブな経験をすることによって、二度と臨床心理士に会わなくなるといったことが起きては、カウンセラーとしてはよくないですよ。うまくいかないですよ。

(山本委員)

サポートステーションの質の担保という意味でも、ある程度のレベルを維持することはすごく大切だと思います。

(宮森座長)

それをこれから第3期ではちゃんと入れて進めていくということで、今回はこれに対する回答ということでご了解いただければと思います。

(山本委員)

やはり裁判の維持のためにも、東京都の被害者支援都民センターで支援を受けている人は裁判まで耐えられる状況であると聞いているんですね。だから、やはりサポステがそれぐらいの支援をしてくださることで、その被害者が頑張っただけで裁判できることにもつながると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

(諸澤委員)

私、門前の小僧なので本当は発言しないほうがいいと思うんですが、長年いろいろなカウンセリング関係の話を聞いてきて、カウンセリングの基本的な処方というのは、被害者支援ではかなり違うんだと。被害者支援のカウンセリングというのは独特な分野があるんだということは、国際的にかなり強調されていて、ただ、日本国内だとそれができる人がどのぐらいいるのかなと。臨床心理士だったら誰でもできるみたいに思われているところがあるんですが。

そういう意味で言うと、特に先生も含めて今後、大いにそういう人を育てていただきたいし、サポステも、そういう意味ではいい例をつくりつつあるように思うんですね。聞くところによると、だめな人もいるようなんですけども、全体としては、そういう情熱を持って取り組んでいる人たちもいるようですから、このサポステを育てていくことも非常に大事かなと思います。

(勝島委員)

トラウマの学会などでいろいろ聞いていますと、東京の都民センターには飛鳥井望先生という、もう日本のトラウマの大御所の先生がいらして、その下にいらっしゃる臨床心理士さんもあちこちで研修会ができるような、お話を聞いているとかなり医療に近いのかなという感じはします。

今、諸澤委員がおっしゃった被害者支援のカウンセリングは誰にでもできるものではないというのは、本当に、神奈川県でカウンセリングをやっている方にお聞きするとやはりそうで、情報提供とか、その場その場、そのときそのとき被害者の皆さんが変わっていく、その辺のところをしっかりと捉えながらタイムリーにいろいろなことを提供していくというような、どちらかという医療とは違う、福祉的な側面があるのかなと非常に感じているんですね。

神奈川県の被害者支援センターがどういう道で行くのかというところで言うと、医療的なことよりも福祉的なところでカウンセラーの皆さん、腕を上げて適切に各被害者の皆さんに寄り添ってやっていくほうがいいのではないかと私は感じているところなんですね。東京のような形よりも今の形のほうがいいのかなと、それは関係者の皆さんのご意見で決まっていくことだと思いますが。

(宮森座長)

では、もう時間が大分押してきましたので、議題1、神奈川県犯罪被害者等支援推進計画素案についてはここで1度議論を終わらせたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(山本委員)

すみません、委員の皆さんにお伺いしたいんですけれども、私は、こういう計画などを立てるときは成果目標を数値と質で定めることが非常に大事だと思うんですね。国の機関なども、例えば第三次男女平等推進計画でDVの認知率を30%か何かから100%に上げるみたいな目標を立てていましたけれども、こういう計画に入れるほうがいいのか入れないほうがいいのか、皆様の意見をお伺いできればと思います。

(宮森座長)

今のご質問に対して、各委員のご意見はどうでしょうか。

推進計画だから数値をもう少し明確に上げたほうがいいのかという意見でしたけれども。

(大澤委員)

多分、数値目標を上げられるものと、それが難しいものとあるので、数値がたくさんあるということは犯罪がたくさんあって被害者がたくさんいてという、もともとの母体数もかなりあるという前提にもなっているので、余り数値目標というふうには思っていないくて、弁護士会だと平成28年には何件、平成29年には何件の相談をやってというのは収集はしているんですけれども、それだからといって目標として「では、来期は300件の法律相談を」みたいな目標は立てないんですよ。ですから弁護士としては、数値目標は余り意味はないかなと思っています。

(諸澤委員)

数値目標というは今、おっしゃったように実質をイメージしがちですけども、普通パーセンテージでやるのではないかなと思うんですね。分母はわからないので、対象となる被害者の例えば50%にそういう恩恵が及ぶようにするとか、そういう。実態がそもそもわからないわけですよ。ですから数を出すと意味のない数字になってしまうので、もちろんパーセンテージだって意味があるわけではないんですけど、「このぐらいいるはずなので、例えばこれぐらい対応して当たり前ではないか」という議論があり得るわけですけども。

(勝島委員)

我々公務員も最近毎年毎年目標を決めて、終わった後にどこまでできたか、何をやったか上司に出すようになっていきます。

そういう意味で言うと、私は、行政から出ているという役割と精神医学系から出ているという役割もあると思います。行政の中で、先ほど来から議論が出ておりますように、職員たちが被害者の方がいらしたときに速やかに気づきができるようになるとか、わかったときにしかるべくその方の生活支援ができるようになっていくようなことを行政の中でやっていくのは私たちの役割かなと思っています。もう一つは、理解のある精神科医を少しずつつふやしていく、そういうことかなとも思って

います。この計画でも5年後にはどうなっているみたいな、数字ではなかなか難しいかもしれません。先ほど植田委員がおっしゃっていたようにワンストップのところが今よりもかなり増えているとか、産婦人科の先生にも今よりもはるかにご理解いただけるようになっているとか、そういったイメージみたいなものでも何か目標が必要なわけではありませんか。

(山本委員)

例えば、測定できないものは改善できないというのはビジネスの用語ですけれども、例えば30ページの被害者支援車両の配置、今、何台ですけれども5年後に何台になりました、それでも必要十分ありますとか、被害者に対応できる警察官が今年は何人だったけれども5年後は何人になったとか、そういうことはすごく目に見えるし、それだけ進んだということも感じられるし、それで評価ができると思うんですね。その評価がまた次の計画を策定するときに非常に重要ではないかと私は思っています。

大澤委員がおっしゃるように、それがふさわしいものとふさわしくないものもあるとは思いますが、そちらも明確にしつつ、よりよい計画になるといいのかなと思います。

時間もない中ご意見いただいた皆様、ありがとうございます。

(宮森座長)

これはどうこうという要望ではなくて、ご意見ということなので、それでよろしいですかね。

何というんですか、さっき各論のところばかりをとという議論が出たときも、昔、水平思考と垂直思考があるのだというのが一時期流行ったことがありましたよね。今の人間は大体垂直思考的にしか考えられなくて、細かく分類して積み上げ式でしかなくて、もっと水平で、違う枠組みでお互いに組み合わせをしながら見ていくと、同じ水平の中に入っているものでも組み合わせによって見え方が変わってくるというのがあると思うんですね。例えばDVにしても、障害児や高齢者にしても、例えばそれを家族制という軸でまとめて見るとか、あるいは地域性という軸でまとめて見ると、どちらにも入るかもしれないけれども、そこで表現されてくる問題点は違って出てくると思うんですね。そういう枠組みづくりも多分これから必要になっていくだろうと思いますけれども、当面は整理できている問題が各論で登場するから、今のところこういうまとめ方しかできないかなと思うんですけれども、それがあからどンドン増えていくんですよ。何かあるごとに「これはこういう問題なんだ」となるから問題の数だけが増えていくというのが現状なのかなと思いますよね。

その辺を数字で評価する難しさなんでしょうけれども、何でもかんでも、もともと医療から来たエビデンスベースだが、ちゃんと数字を上げておかないと結果として成果が確認できないということになっているから、そういう思いは強く感じられているかなとは思いますが。

意見ですよ。

では、2つ目の議題ですね。これは簡単なお説明で終わるかなと思いますが、支援条例の見直しについて、事務局からご説明をお願いします。

(荏原主幹)

資料3により説明。

(宮森座長)

ありがとうございました。

これについては先ほど大澤委員からご指摘がありましたように、定義のところでもう少し文言を整理する作業は必要だと思いますので、今後の作業でまたご検討いただければと思います。

その他に。

(諸澤委員)

まず最初に、この条例は支援推進条例ですか。「推進」は入るんですか、入らないんですか。

(中原担当課長)

入りません。申しわけございません。

(諸澤委員)

では、これはミスということでした。

1つ意見としては、1ページ目の下のほう、2の(1)の第2コラムのところですか。「立ち直りを阻害する」という表現があるんですけども、これは専門家も、あるいは被害者たちの中の議論でもいろいろ意見があって、まだ必ずしも統一にはなっていないかもしれませぬけれども、少なくとも「立ち直り」という表現はおかしいのではないかという点で、ほぼ全員一致しています。

「犯罪者の立ち直り」ということは言うわけですけども、「被害者の立ち直り」という言葉は不適切なのではないか。被害者がどういうふうになることが好ましいかというゴールをあらわす言葉ですが、英語では「リカバリー」を使うので「回復」になるんだらうと思うんですけども、「被害を回復する」という表現を嫌う人も結構いて、だからどういう表現がいいのか、私自身もちょっと迷っているところがありますけれども、基本法が言っているような、再び平穏な生活に戻っていくといったことだと思うんです。全く同じには戻れない、でも、被害を受ける前の状態にできるだけ近くなるように本人も周りの人も努める、それが伝わるような表現が何かないかなということなんですけれども、このあたりは渡邊さん、何か意見がありそうですけれども、どうですか。

(渡邊委員)

その辺は難しくて、ただ、確かに「立ち直り」というのはちょっと違うなという

感じはしますね。

それと、もとの生活に戻るというのも、やはり戻れないんですよ。これは被害に遭った本人が戻ってこない限り我々はもとに戻れないというのがありますので、この辺の表現は非常に難しいなという気はいつもしています。

それと、ついでにですけれども、裏面で「基本理念を定めた第2条においては、」となっているんですけれども、この条例を見ると、基本理念を定めているのは第3条なんですよ。ですからこれ、単純なミスだと思うんですけれども。

(中原担当課長)

すみません。

(渡邊委員)

それと、私どもも、発言させていただいたその都度「二次被害」と「再被害」ということを言ってきたつもりでいるんですけれども、今回、二次被害を取り上げていただいたのは非常にいいことなんですけれども、再被害を取り入れる考えはないんでしょうか。再被害の防止です。

(中原担当課長)

再被害防止の規定も入れさせていただきたいと思います。

(大澤委員)

裏面の(3)県における二次被害に関する施策について、弁護士の法律相談について記載していただいているので、これは大変ありがたいんですけれども、これだけではなくて、さっき諸澤委員がおっしゃった不適切な対応というのもあると思うので、それに対して、やはり県としては県職員に対する研修とか講演会で「二次被害というものがあって、窓口に来たときには気をつけなければいけないんだよ」ということもやっていると思うので、そういうこともしているからということ、ここにもう一つ例として入れてもいいのかなと思います。

(中原担当課長)

ありがとうございます。

(勝島委員)

(4)の③ですけれども、これは前回、私が発言したことに近いんですけれども、たしかあのとき、二次被害を加えることについて難色を示す向きの方がいらっしゃるという話があったように記憶しているんですけれども、それに対して、この「県内市町村が条例等を検討する際の参考となること」これのみではなくて、「等」と書いてありますけれども、市町村がつくるあらゆる被害者支援の文章の模範になる。多分、各市町村は県の文章を参考にしてつくるはずなので、なので、条例等だけではないのではないか。もうちょっと工夫して強く書いていただいたほうが。模範に

なる。必ず市町村は模範にするはずなので、ここにそういうニュアンスで書いていただいたほうが県の組織の中で説得力があるのではないかと思います。

(中原担当課長)

条例だけはではないということで、はい。

(宮森座長)

そのようなご意見が出ましたので、次回にまた改訂したものをお示しいただければと思います。

では、もう時間が迫ってまいりましたので。

まだご意見等おありの方がいらっしゃると思いますので、次回については年を越える日程になっていますから少し時間がありますけれども、できるだけ熱いうちに事務局のほうへご意見を入れていただければと思います。

議題(3)その他については、何かございますか。

(荏原主幹)

特にございません。

(宮森座長)

では、最後は第5回の開催についての確認になりますが、年明け1月28日の月曜日、場所はこの会議室で大丈夫ですか。

(荏原主幹)

はい。

(宮森座長)

では、12階の第1会議室で、時間は本日同様15時からの開催予定となっておりますので、皆さんご予定をよろしくお願いしたいと思います。

では、本日の議題はこれで終了といたします。

ご協力どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後5時00分 閉会